

中部山岳国立公園立山地域管理計画書（平成13年10月）（抜粋）

第1 管理計画作成方針

第2 管理計画区設定方針

第3 立山黒部アルペンルート地区管理計画区

第4 黒部峡谷鉄道沿線管理計画区

第5 山岳登山地区

第6 その他各地区共通事項

1. ヘリコプター等の利用について

昭和59年3月26日付け環自保第109号による環境庁自然保護局長の通知の趣旨に鑑み、次のとおり指導するものとする。

- (1) ヘリコプターの離発着は、山小屋の荷上げ、ごみ運搬、遭難救助、学術研究等でヘリコプター使用の必要性が十分認められるもの以外は実施しない。
- (2) ヘリコプター、小型飛行機等による公園内の離発着を伴わない上空遊覧飛行については、地上の利用者に不快の念を与え、ライチョウが天敵と間違え繁殖に悪影響を与えるおそれが強いというえ、他の動物においても同様の悪影響も考えられ、騒音、視覚的、安全他の面からも、当地区においては公園の利用形態として不適當であり、行わない。

2. ペット類の持ち込みについて

ペット類は、ライチョウやその他小型野生生物等への脅威となり、伝染病を持ち込むおそれもあるので、特にライチョウの生息する地域には持ち込まないように広く指導し啓発を図る。

3. 公園内の多様な利用について

近年、パラグライダーや、自転車での登山道の利用などが見受けられる。他の利用者に対する影響や自然環境への影響に対して慎重に検討するとともに、関係機関とともに利用者に対し適切な指導、啓発を行う。

スノーモービルの乗り入れは、山岳遭難救助等特に必要と認められる場合を除き、今後とも排除していくことを関係機関とともに検討する。

なお、一般公園利用としての、特別保護地区内での自転車やスノーモービルの使用は自然公園法上許可されない。

4. テレビ等のロケについて

高山植物帯における取材、番組製作のロケーションについては、事前に関係機関に報告させるとともに、歩道外の踏み荒らし等自然保護上の支障が出ないように指導する。特にライチョウを対象とするものについては、繁殖や子育てなどに影響のないよう、目的、方法などを厳しく指導する。

5. 国立公園の安全利用の推進について

広範囲な山岳公園であることから、登山道や標識等の状況について情報収集し、利用者に対し情報提供できる体制の整備を図る。

第7 別紙 山小屋取扱要領

(別紙1)

中部山岳国立公園立山地区宿舎事業(山小屋)取扱要領

1. 趣旨

この取扱要領は、中部山岳国立公園立山地区の極めて優れた風致景観の保護を図ると共に、安全で快適な利用の増進を図るため、避難小屋としての役割を併せ持つ山小屋の建て替え、増改築等についての指導方針を定め、もって、同地区の宿舎事業(山小屋)の執行の適正を期することを目的とする。

2. 適用施設

この取扱要領の適用施設は、別表1(略)に掲げる中部山岳国立公園立山地区の宿舎事業(山小屋)とする。

3. 山小屋

この取扱要領において「山小屋」とは、主として登山者の宿舎の用に供される宿舎事業をいう。

4. 山小屋の施設の建て替え及び増改築の取扱方針

(1) 新たな山小屋の設置は原則として認めないものとする。

(2) 山小屋の規模は次のとおりとする。

収容力

収容力の上限は事業決定事項とする。(収容力は、1畳1人、1ベッド1人として算定する。)

敷地

敷地は、周辺の風致景観、施設の配置、登山者の休憩スペース等を勘案した必要最小限の面積とする。

なお、敷地外への人為的影響の拡大を防止するため、敷地は縁石、木柵等により敷地の範囲の明確化を図ることとする。

延床面積

延床面積は、周辺の風致景観及び当該山小屋の収容力、利用状況等を総合的に勘案して定めるものとする。

なお、延床面積が既に1,000 m²を超えている山小屋については、原則として現状の延床面積を上限とする。

延床面積：吹き抜け部分は相当階の床面積として算定し延床面積に含める。

地下(階)部分であって別表3の(管理スペース)に該当するものは延床面積として算定しない。

(3) 建て替え及び増改築にあたり、周辺の植物群落等に影響を与える恐れがある場合は、事前に十分な調査を行い、適切な対策を講じることとする。

(4) 構造及び意匠は次のとおりとする。

屋根は、当該地区の山小屋の従来からの形式を踏襲し、切妻又はこれに類するものとする。

色彩は、周辺の風致景観に調和したものとするため、外壁は茶系統色、屋根は赤錆色、又はこげ茶色とすることとする。

なお、極力木材・石材等の自然材料を使用するものとする。

(5) その他

建替、改、増築にあたっては、大規模な切土、盛土や支障木の伐採を避けることとする。

5. 施設内容

(1) 山小屋の施設は、別表3(略)のとおり機能に応じて分類することとし、当該地の利用状況を勘案して適切に各スペースを配分するとともに、施設名、部屋名を明示する等利用者が識別できるようにすることとする。

(2) 休憩者用スペース(別表3の(略))は、独立して設けず、玄関、土間等と併用することとする。

(3) 常設の特別室(個室形式で特別料金を徴収するような部屋)については、新規に設けないこととする。

(4) 客用の風呂は原則として新規に設けないものとする。

(5) 休憩者又は野営者も利用できる外トイレの整備に努めることとする。

(6) 太陽光、風力、水力等自然エネルギーを活用した施設については、風致景観を配慮しつつ、導入を推進することとする。

(7) 自動販売機は風致景観の保護上支障のない次のもの以外は認めない。

屋内形式とする。

ピクニック及び温泉利用等登山以外の利用者も多い施設であって早朝等における利用者への利便提供上必要があり、建物壁面線より内側に埋め込む形で設置するもので、外部の色彩を壁面と同一配色とするもの。

6. ゴミ処理

山小屋は、極めて優れた風致景観を有する地域及び野生動植物の生息地、生育地に立地していることから、搬出を検討していくものとする。

なお、ゴミの搬出が困難の場合は、周辺の環境への影響を最小限とするよう下記事項の実施に努めるものとする。

(1) 収容力に応じたゴミ処理施設を設けることとし、生ゴミは埋設せず焼却処理あるいは生ゴミ処理機等による処理を検討することとする。やむを得ず、一時保管する場合は、堅固な容器や建物に収納しておくこととする。

(2) 空缶、空ビン類の不燃物及び可燃物のうち敷地内で完全焼却処理されないもの等は、搬出し処理することとする。

(3) 雑排水やし尿についても、適切な処理に努めるものとする。

7. テントの貸出等

テントの貸出及び固定テントの常設は行わないこととする。

8. その他

立山地区において実態上山小屋として管理経営等がされている別表2(*)に掲げる施設については、施設の建替時の機会に合わせて順次宿舎事業の執行認可等を受けさせるよう指導するものとする。

(*) 平ノ小屋のみ掲出